

CANELA 日本・スペイン・ラテンアメリカ学会規約

日本・スペイン・ラテンアメリカ学会はスペイン語諸国の言語・文化一般を研究し深めることを目的とした研究者の学会である。

第1章 本会の目的と組織

第1条

本会は、スペイン語圏の文学・思想・歴史、スペイン語教授法及び、スペイン語学に関するテーマについて研究し、論議することを目的とする。

第2条

本会は、基本的には次の4部会に分かれて活動するが、総会は全体で行われる。

- 部会 A 文学
- 部会 B 思想・歴史
- 部会 C 教授法
- 部会 D 言語学

第3条

本会では、全ての会合及び活動はスペイン語で行われる。

第4条

本会は、通常会員と名誉会員及び外国在住会員によって構成される。

第1項 (通常会員)

理事会で承認された者を通常会員とする。会員は以下の権利を有する。

1. 会合への出席及び研究発表。
2. 総会における意見陳述及び投票。
3. 理事の選挙権ならびに被選挙権。
4. 学会誌 *Cuadernos CANELA* の授受。

本会へ入会した者は、現行の部会のいずれかに所属し、総会で決められた年会費を納めなければならない。

第2項 (名誉会員)

理事会にて次の者を名誉会員として承認する。

1. 外交官。
2. いずれかの部会に貢献のあった教授や専門家。
3. 所属する部会の学術的分野において際立った功績があり、少なくとも10年間通常会員として在籍した会員。

名誉会員は年会費の支払いを免除される。さらに、次の権利を有する。

1. 本会における会合への出席及び研究発表。
2. 学会誌 *Cuadernos CANELA* の授受。

第3項 (外国在住会員)

理事会は、日本国外に住所を有するものを、海外在住会員として認めることができる。

1. 会合への出席及び研究発表。
2. 学会誌 *Cuadernos CANELA* の授受。

これらの権利は、会費を滞りなく支払っていることが条件となる。海外に居住する会員は、投票権を持たず、理事会の役員に選出される資格もないものとする。

第2章 本会の構成

第5条

本会は総会及び理事会によって運営される。

第1項（総会）

総会は通常会員と名誉会員から構成され、次の義務を負う。

1. 理事長の選出。
2. 第7条、第8条、第9条で言及される全ての活動に関する報告。
3. 年会費の決定。
4. 本規約の条項の変更もしくは修正の承認と批准。そのためには総会出席者の3分の2の賛同を要する。
5. 総会での決定が有効になるためには、出席した通常会員の過半数の賛同を得なければならない。
6. 理事長は CANELA 日本・スペイン・ラテンアメリカ学会の会長を兼ねるものとする。

第2項（理事会）

理事会は、会長、副会長、会計、事務長、*Cuadernos CANELA* 編集長、各部会の代表で構成され、理事会の執行業務にあたる。

第3章 理事会の役員の選出

第6条

第1項

理事会は、大会の開催に先立ち、会員が理事長候補者を選ぶための投票を実施する。被候補者は、会員歴5年以上の会員のみとする。票を得た会員の中から、得票数の多い5名の候補者を選出し、これらを候補者として総会に提案する。

第2項

投票を行う前に、会長は出席した通常会員の中から3名の開票立会人を指名する。指名された者は、選挙の開票が適正であるかどうかを監視する。

第3項

新理事会の役員が選出される総会では、総会は2部に分けて開催されるものとする。第1部では、無記名投票によって理事長が選出される。理事長は、出席者の3分の2の票を得た者でなければならない。1回目の投票で3分の2の得票数に達する者がいない場合は、2回目の投票を行う。2回目の投票でも3分の2の得票数を満たす者がいない場合は、3回目の投票を行い、出席している会員の過半数の票を得た者を理事長に選出する。第2部では、以下の条項に従って、理事会のその他の役員の選出が行われる。

第4項

会長は副会長、会計、事務長、*Cuadernos CANELA* 編集長を推薦し総会で承認を得るものとする。

第5項

各部会の代表者は部会で多数の賛同を得て選出された者で、理事会執行部を兼ねる。

第6項

理事会役員の任期は2年とする。継続して2期以上同一の役職で再選されない。

第4章 理事の権限

第7条

第1項

理事会の権限は以下の通りとする。

1. 通常理事会を開催し、必要に応じて臨時理事会を開催する。
2. 本会の運営に関する計画し、実行し、評価する。
3. 本会の利益となる措置を講じ発案を行う。
4. 新入会員を承認する。
5. 毎年開催される大会の日程と場所を決め、大会に関わる全ての活動内容について決定する。
6. 名誉会員を承認する。
7. 本会の本部を設置する。本部は会長の勤務先であることが望ましい。
8. 本会の予算を可決し、財政状況を把握する。
9. 本会の記録及び研究を *Cuadernos CANELA* に掲載し、出版する。
10. (任期の初めに) 会計監査を指名し、総会で報告する。

第2項

理事会の決定事項が有効で公式のものとなるためには、理事会役員の過半数の承認を要する。

第5章 理事会役員について

第8条

第1項 (会長)

1. 会長は本会を公式に代表する。
2. 会長の職務は以下の通りとする。
 - a. 本会が目指す目的が遂行されているか否かを監視する。
 - b. 理事会及び大会での総会を招集し、指揮を執る。
 - c. 理事会及び大会での総会の議事録に署名する。
 - d. 本会の運営・事業にかかる経費の財政的支援を得るために必要な手続きをとる。
 - e. 緊急時における決定を果たす。決定された内容を適時理事会に報告する。

第2項 (副会長)

1. 副会長は、会長が要請する全ての事項についてこれを補佐する。
2. 会長が何らかの事業に参加できない場合、辞任した場合、病気の場合など不測の事態により業務を遂行できないと判断された場合に、会長職を代行する。

第3項 (会計)

会計は以下の責務を負う。

1. 本会に寄付金が納められた場合にこれを徴収し、記載する。

2. 本会の会計簿を保管する。
3. 年会費を徴収し、適正な管理を行う。
4. 理事会及び総会で会計報告を行う。
5. 財政上の取り扱いに関する事項については、理事会における決定を遵守する。

第4項（事務長）

事務長は以下の責務を負う。

1. 総会及び理事会の議事録を編集し、その他本会に関わる文書を編集する。
2. 会員簿を更新する。

第5項（*Cuadernos CANELA*編集長）

*Cuadernos CANELA*編集長は以下の責務を負う。

1. 各部会の代表とともに構成される編集会議の指揮を執る。
2. *Cuadernos CANELA*の出版ならびに本学会が企てる出版計画について責務を負う。

第6章 部会及び部会代表について

第9条

第1項

いずれかの部会に所属する会員は誰でも部会の代表を選出する権利を有し、代表の職に選出される権利を有する。

第2項

各部会は、部会の構成員の多数の賛同をもって代表を選出する。

第3項

部会の代表は執行部として理事会に入り、*Cuadernos CANELA*編集会議に加わり、*Cuadernos CANELA*出版に関して編集長に協力する。

第4項

部会のリーダーとして、部会の活動が滞りなく機能するよう組織し、監視する責務を負う。

第5項

大会日以外に各部会の正式な会合を開く場合は、前もって会長の承認を得なければならない。

第7章 *Cuadernos CANELA*編集長について

第10条

第1項 編集長の責務は以下の通りとする。

- a. 編集会議の長として学会誌 *Cuadernos CANELA* が滞りなく出版されるよう責務を負う。
- b. *Cuadernos CANELA* 出版のための予算を理事会に書面で報告し、承認を得る。

- c. *Cuadernos CANELA*に掲載される論文の出版に便宜を図るため、現行の投稿規定を修正する。投稿規定は学会誌 *Cuadernos CANELA*に掲載する。

第8章 会計監査について

第11条

第1項

会計監査は、新任の理事会で執行の初期において指名される。

第2項

任期は2年とする。継続して2期の場合に限り、再任を妨げない。

第3項

会計監査の責務は以下の通りとする。

- a. 理事会及び本会の財政上の運営を監視する。
- b. 会計によって行われた会計報告内容を確認し、承認する。
- c. 確認の結果を理事会及び総会に報告する。

付記

1. (年会費)

現行の年会費は7,000円とする。新会員は入会后最初の大会から会費納入を行うものとする。大学院生及び退職者の年会費は3,000円とする。

本会に所属せず本会の大会で発表を希望する者は10,000円を納める。会によって招待されたものは、支払いを免除するものとする。

正会員で正当な理由なく3年連続年会費未納の場合は会員名簿から抹消される。

2. (聴講者としての大会参加)

本会に所属せず本会の大会に出席を希望する者は、大会日までに前もって1,000円を納める。なお、懇親会に参加する場合は正会員と同額の懇親会費を払うものとする。改訂1991年1月18日

3. (*Cuadernos CANELA*の価格)

本会に所属せず学会誌 *Cuadernos CANELA*の購入を希望する者には、一部につき1,000円で販売する。改訂2013年5月19日

施行1989年11月17日

改訂1991年1月18日

改訂2005年5月28日

改訂2013年5月19日

以上